

申立書

令和 年 月 日

富士吉田市長 様

所有者住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

このたび、私が建築し、又は取得した次の建物は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

1. 家屋の表示 所在地：富士吉田市
家屋番号：

2. 入居予定年月日 令和 年 月 日

3. 現住家屋の処分方法

処分方法（該当する記号に○を付けてください）

添付書類（添付する書類に☑を付けてください）

（申立書以外はコピー可）

ア 自己所有を売却する _____

イ 自己所有を賃貸する _____

ウ 借家等を退去する _____

エ 自己所有に親族等が居住する _____

オ 親族所有を退去する _____

カ その他の理由で居住しない _____

現住所の住民票（市外の方のみ）

① 売買契約（予約）書

② 売買の媒介契約書

③ 賃貸借契約（予約）書

④ 賃貸の媒介契約書

⑤ 賃貸借契約書

⑥（住宅）使用許可書

⑦ 家主の証明書

⑧ 親族の申立書

⑨ 親族の申立書

⑩ 申立書

⑪ その他の書類（ _____ ）

4. 入居が登記の後になる理由（該当する記号に○を付けてください）

ア 資金調達上抵当権の設定を急ぐため

イ その他の理由（具体的に記入してください）

理由（ _____ ）

なお、証明交付後、この申立書に虚偽のあることが判明した場合には、証明を取消され登録免許税の追徴を受けても異議ありません。

申立書提出にあたって（裏面）

この申立書は、昭和63年11月18日付建設省住民発第58号「住宅用家屋の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の適切な実施について」通知に準じた様式です。

1 現住家屋(証明申請者が証明申請時に居住している家屋)の処分方法等については、その場合に応じ、次の書類を添付してください。

ア 現住家屋を売却する場合

当該現住家屋の「売買契約(予約)書」又は「媒介契約書等売却することを証する書類」及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の「住民票」の写し

イ 現在家屋を賃貸する場合

当該現住家屋の「賃貸借契約(予約)書」又は「媒介契約書等賃貸することを証する書類」及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の「住民票」の写し

ウ 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等の場合

証明申請者と家主との間の「賃貸借契約書」又は「使用許可書」又は「家主の証明書等、現住家屋が当該証明申請書の所有する家屋でないことを証する書類」及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の「住民票」の写し

エ 現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等

当該親族の「申立書」等、現住家屋が今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の「住民票」の写し

オ 現住家屋が親族所有の場合

当該親族の「申立書」等、現住家屋に今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の「住民票」の写し

カ その他の理由の場合

その他の理由及び現住家屋に今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことの「申立書」等及び当該証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の「住民票」の写し

2 申立書には入居が登記の後になる理由を具体的に記入してください。また、表面の「3 カ その他の理由で居住しない」に○をした場合は、その内容がわかる次のような書類を添付してください。

① 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等登記を入居の後に遅らせることのできない場合

当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付け等に係る「金銭消費貸借契約書」又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある「売買契約書等」の写し及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の「住民票」の写し

② 前住人が未転出であること、本人又は家族の病気等やむを得ない事情により登記までに入居できない場合

前住人と証明申請人又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある「売買契約書」の写し、治療期間が記載された「医師の診断書」の写し等やむを得ない事情を明らかにする書類等及び証明申請者がその家屋に住んでいることを明らかにする現在の「住民票」の写し

※ 証明書発行後、虚偽の申立書により証明を受けたことが判明した場合には、当該証明書は登録免許税の軽減に該当しない物件について発行したものである旨を甲府地方法務局に通知します。